

北海道6次産業化地域プランナー選定要領

(目的)

第1条 公益財団法人北海道中小企業総合支援センター（以下「センター」という。）は、北海道6次産業化サポート事業委託業務の実施に当たり、令和2年度北海道6次産業化サポート事業委託業務に係る委託契約書及び令和2年度北海道6次産業化サポート事業委託業務処理要領に基づき、支援対象者に専門的な立場から適切な支援・助言等を行う専門家「北海道6次産業化地域プランナー（以下「地域プランナー」という。）」を選定する。

(業務形態)

第2条 北海道6次産業化サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）は、地域支援検証委員会の決定を受けて、支援対象者に地域プランナーを派遣する。

(業務内容)

第3条 地域プランナーは、サポートセンターの依頼に基づき、6次産業化に取り組む支援対象者の経営改善戦略の策定と実行を支援する。

(謝金等)

第4条 地域プランナーの謝金は別表のとおりとし、地域プランナーの旅費はセンター旅費要領に準じて支給する。

- 2 公共交通機関では予定時刻に間に合わないなどの理由で、自家用車を利用する場合は、センターが事前に承認したときは、1km当たり37円を燃料代として支給する。

（原則として往復200km以内の場合）

(応募資格)

第5条 地域プランナーの応募資格は、別紙1「北海道6次産業化地域プランナー選定基準」の要件を満たす者とする。

(応募方法)

第6条 地域プランナーは、サポートセンターによる公募又は推薦により選定することとし、地域プランナーに応募しようとする者は、以下に示す応募書類をサポートセンターへ提出する。

- (1) 別紙2「北海道6次産業化地域プランナー応募申請書」
- (2) 別紙3「情報公開に関する同意書」
- (3) 別紙4「秘密保持に関する誓約書」

(選定方法)

第7条 地域プランナーの選定は、以下の手順で行う。

- (1) 公募により申請があった場合は、統括企画推進員等による事前審査を経て、地域支援検証委員会で審査を行い選定する。
 - (2) 過去においてプランナーとして派遣実績のある者がプランナーを希望する場合は、統括企画推進員等が推薦し、地域支援検証委員会で審査を行い選定する。
- 2 選定結果については、地域委員会終了後、応募者に対し速やかに通知する。

(登録期限)

第8条 地域プランナーの登録期限は、令和3年3月23日までとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるものの他、必要と認められる事項はセンター理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年7月16日から施行する。

(別 表)

区 分	謝 金
北海道 6 次産業化地域プランナー	
1 回の指導・助言が 4 時間以上の場合	30,000 円 (税別) /回
1 回の指導・助言が 4 時間未満の場合	15,000 円 (税別) /回

北海道6次産業化地域プランナー選定基準

第1 目的

この基準は、「6次産業化サポート事業実施要領（平成26年4月1日付け25食産第4902号農林水産省食料産業局長通知）」別記2の第1の3の規定に基づく6次産業化に取り組む農林漁業者等の経営改善（付加価値額の向上を含む。）の取組へのサポート活動を行うため、北海道6次産業化サポートセンターが「北海道6次産業化地域プランナー」を派遣するにあたって、そのプランナーの選定及び登録基準を定める。

第2 要件

北海道6次産業化地域プランナーの選定及び登録を行う場合は、次の（1）から（3）の要件について全て満たしている者とする。

（1）知識要件

次のいずれかに該当している者。

ア フードチェーン全般の基礎知識を有し、財務状況による経営分析・診断を行えること。

イ 次のいずれか又は複数の分野において、高度な専門的知見を有していること。

1. 農林水産物の生産技術（例）栽培方法、収穫方法、栽培品種等
2. 農林水産物の加工技術（例）製造方法、包装方法、設備導入等
3. 新商品企画の情報収集・分析（マーケティング）（例）市場・競合分析、ターゲット設定等
4. 新商品企画（例）商品コンセプト立案、価格・販路・広告戦略立案
5. 新商品の商品設計（例）原料選定、レシピ・製法の確立、包装、デザイン等
6. 新商品の販路開拓（例）販売先、商品の提案方法等
7. 広告・宣伝（例）ポスター、ホームページ等作成、イベント運営等
8. ブランディング（例）付加価値を高める工夫等
9. 品質管理（例）商品設計における品質管理等
10. 生産管理（例）工場等の工程管理（食品衛生管理、在庫・物流管理等を含む）
11. 小売（販売管理）（例）販売店舗運営、通信販売運営等
12. サービスの提供（例）飲食店舗運営、観光等
13. 補助事業の情報収集
14. 他事業者とのネットワーク（例）連携先開拓等
15. 法令（例）知的財産権等
16. 宗教（例）ハラール認証
17. 輸出
18. 経営管理・分析（例）管理会計等
19. 資金調達（農林漁業成長産業化ファンドや日本政策金融公庫の融資を含む）
20. 6次産業化事業体の設立（例）会社設立に係る財務、法務、労務、人事等
21. 雇用・人材育成
20. 6次産業化事業体の設立（例）会社設立に係る財務、法務、労務、人事等
21. 雇用・人材育成
22. 経営改善戦略等の作成

- 23. 農業観光
- 24. 農福連携
- 25. その他（6次産業化の推進にあたって特に必要と認める分野）

(2) 経験要件

次のいずれかに該当する者であって、一定の成果を上げていること。

- ア 6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する支援実績があること。
- イ 農林漁業者等に対する支援実績があること。
- ウ 自ら6次産業化に取り組んでいること。

(3) コミュニケーション能力要件

事業者への的確な助言や相談対応など、事業者とのコミュニケーションを図るにあたって支障がないこと。